

市第 52 号議案 横浜市建築基準条例の一部改正について

1 趣旨

平成 30 年 6 月 27 日の建築基準法（以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、令和元年 6 月 19 日に、関係する建築基準法施行令（以下「令」といいます。）も一部改正・公布され、同月 25 日に施行されました。これらの法令改正に伴い、横浜市建築基準条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

2 改正概要

（1）法令改正の概要（法第 27 条、令第 110 条の 5、令第 112 条）

法令では、3 階以上の階を就寝利用する建築物（「共同住宅」等）については、耐火建築物等とする必要がありましたが、法令改正により、階数が 3 で延べ面積が 200 ㎡未満の小規模な建築物のうち、「警報設備の設置」や「階段の部分とその他の部分とを間仕切壁又は戸で区画」するなど一定の要件を満たすものは、耐火建築物等としなくてよいこととなりました。

（2）条例改正の概要（条例第 23 条の 4）

条例では、「共同住宅」に利用形態が類似する「長屋（共用廊下等を介さず直接屋外から出入りのできる集合住宅）」についても、法令に準じて防火規定を付加していましたが、法令で「共同住宅」等に関する規制が見直されたことを踏まえ、「長屋」についても、同様の規模と要件を満たすものについては、耐火建築物等としなくてよいこととします。

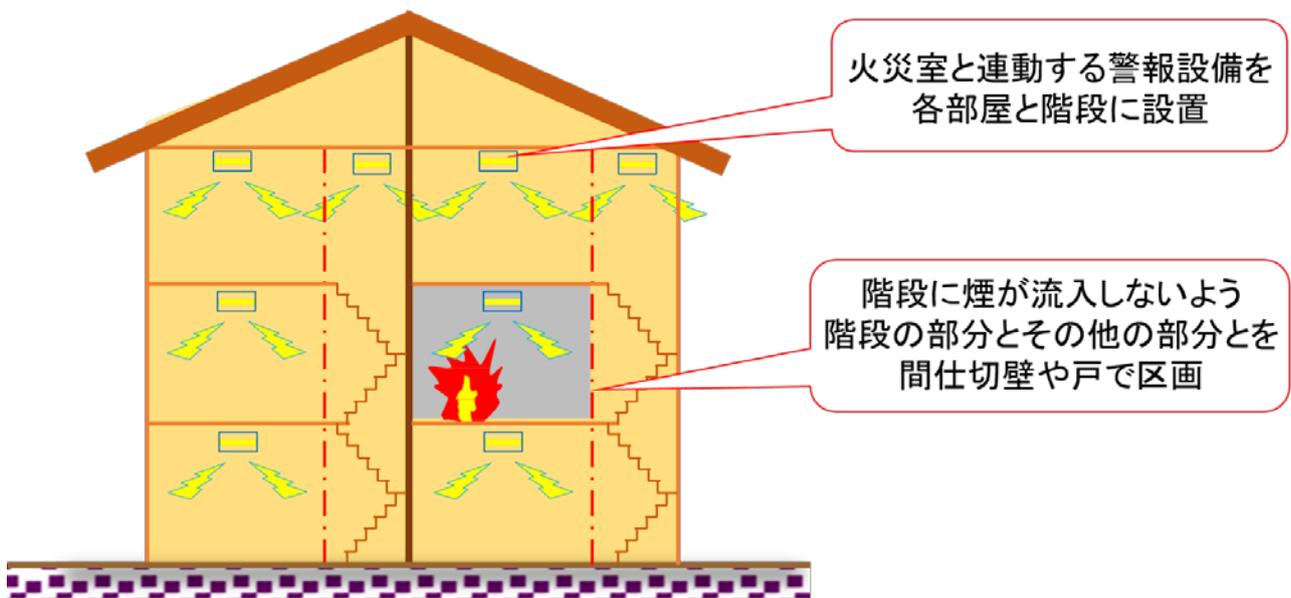


図 耐火建築物等としなくてよい「長屋」に求められる要件

3 施行日

公布の日